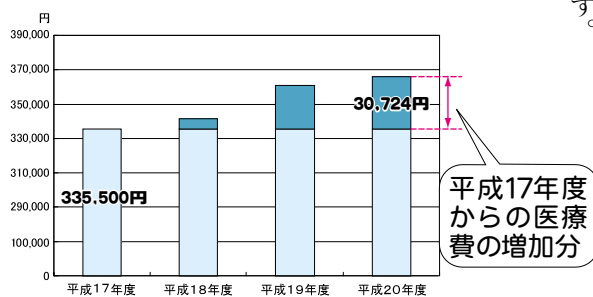


表1 年々増加している一人当たりの医療費



国保税の税率が上がりました。医療の高度化や生活習慣病の増加、国保加入者の高齢化により表1のとおり医療費は年々増加しています。医療費の伸びに対応するため、今年度から表2のとおり国保税率を改正しました。安定した国保財政の運営のため、皆さんの協力をお願いします。

表2 平成22年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40歳~64歳の人)
所得割額の税率 [前年中の所得に応じて計算]	6.2% (5.6%)	2.3% (2.1%)	2.2% (1.9%)
資産割額の税率 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	10.0%	1.0%	1.0%
均等割額 [加入者一人あたり]	22,900円 (20,000円)	8,000円 (7,000円)	8,200円
平等割額 [一世帯あたり]	22,300円 (19,400円)	7,000円	6,400円
課税限度額	500,000円 (470,000円)	130,000円 (120,000円)	100,000円

※( )内は平成21年度の税率と課税限度額。  
 ※医療分・後期高齢者支援分・介護分の合計額(所得割額+資産割額+均等割額+平等割額)が、年間の国保税額となります。  
 ※課税限度額とは、税額の上限のことです。例えば医療分の算定をした時に、その額が50万円を超える場合は、50万円が医療分の税額となります。  
 ※65歳以上の人には、介護分に代わり介護保険料が賦課されます。

【税額の比較例】

父56歳(所得額150万円、固定資産税3万円)、母54歳(所得額0円)、子23歳(所得額0円)の3人が国保に加入している世帯の国保税



納付書による納付を口座振替に  
 口座振替を希望する人は、金融機関に通帳・通帳印・納付書を持参し、口座振替依頼書を提出してください。

**納付は便利で安心、確実な口座振替を**

納付書	納期限
第1期	8月2日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	11月1日
第5期	11月30日
第6期	12月27日
第7期	来年1月31日
第8期	来年2月28日

**納税通知書(納付書)で納める場合**  
 納付書は世帯主に届きます。今月中旬に、世帯主あてに納付書を送付します。納期は次のとおりです。

**国保だより**

# 加入者みんなが助け合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病气やけがをしたとき、安心して医療を受けるための制度です。皆さんが納める国保税は、こうした医療費や出産・死亡時の給付金などの大切な財源になります。

**年金からの天引き(特別徴収の場合)**

国保加入者全員が65歳〜74歳の世帯については、国保税を世帯主の年金から天引きしています。天引きは、年金支給月の6回に分けて行います。

**ただし、次の場合は天引きされません。納付書または口座振替で納付してください。**

- 1 世帯主が国保加入者でない場合
- 2 世帯の国保加入者の中に、今年度中に75歳になる人がいる場合
- 3 世帯主の天引きの対象となる年金の年額が、18万円未満の場合
- 4 介護保険料と国保税の合計が、天引きの対象となる年金額の2分の1を超える場合

**特別徴収の仮徴収と本徴収**

国保税額は、前年度所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため、次のような特別徴収を行います。

**4月・6月・8月(仮徴収)**

国保税の見込み額として、前年度の第6期(2月分)と同じ額が天引きされます。

**10月・12月・2月(本徴収)**

確定した国保税額から、仮

徴収した額を差し引いた残りの金額を3回(10月・12月・来年2月)に分けて天引きします。

※年間の国保税額と10月以降の天引き額については、今月中に通知します。

※年金からの天引きによる納付を、口座振替に変更することができません。希望する人は、税制収納課で相談してください。



**軽減制度(申請は不要)**

1 前年の所得額が一定の基準を下回る場合、それぞれの判定基準に従い、均等割額と平等割額が、7割、5割、または2割減額されます。所得申告の必要がある人が申告をしていない場合は軽減を受けられませんので、必ず申告してください。

2 国保世帯の一部の人が、後期高齢者医療制度に切り替わった場合、5年間は後期高齢者医療制度へ移った人を含めて軽減判定を行います。さらにその際、国保加入者が一人になる場合は、世帯構成や加入者数に変更がない限り、平等割額が5年間、半額になります。

**解雇や倒産などで職を失った人の軽減制度(申請が必要)**

平成21年3月31日以降に、解雇や倒産、雇止めなどにより離職した65歳未満の人には、国保税の軽減制度があります。

※詳細は、今月中旬に送付する納付書に同封しているチラシで確認してください。

**減免制度(申請が必要)**

1 会社の健康保険などに加入している人が、後期高齢者医療制度に移り、その被扶養者(65歳〜74歳)が新たに国保に加入する場合、申請により国保税の減免が受けられます。国保加入時に申請すれば、国保税の所得割額と資産割額が免除されるとともに、被保険者一人当たりの均等割額が半額になります。さらに、被保険者が一人の場合は、世帯ごとの平等割額も半額になります。

2 災害や、65歳以上の人で事業の廃止による離職などが困難になった場合は、申請により国保税の減額や免除が受けられる場合があります。

**滞納すると**

- 1 納期限を過ぎると、20日以内に督促を行います。
- 2 それでも納付がない場合は、通常の保険証の代わりに有効期限の短い短期被保険者証を交付します。
- 3 納期限から1年過ぎると保険証を返還してもらい、代わりに被保険者資格証明書を交付します。この場合、医療機関で受診するときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。
- 4 納期限から1年半を過ぎると、国保の給付の全部、または一部が差し止めになります。

**まずは納付相談を**

誰でもやむを得ない事情は生じます。滞納のままにせず、早めに税制収納課で相談してください。

**高齢受給者証を更新します(手続きは不要)**

現在交付している、高齢受給者証の有効期限は今月末です。該当する人には、今月下旬に新しい受給者証を送付します。

**対象** 70歳〜74歳の国保加入者  
**有効期間** 8月1日〜来年7月31日

※74歳の人は、75歳の誕生日の前日まで。

**更新を忘れずに(手続きが必要)**



現在交付している、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末です。

**対象** 国保加入者で、入院中または入院する予定のある人(高齢受給者証を持つ市民税課税世帯の人を除く)

**有効期間** 8月1日〜来年7月31日

**手続きの方法** 保険証と印鑑を持参し、8月2日(月)から、保険医療課または各支所の地域振興課へ

※入院日数が過去1年間に90日を超える人は、医療機関の領収書または入院期間証明書などの確認書類が必要です。

**問い合わせ先 保険医療課**

(☎0848(67)6050)、  
市民税課(☎0848(67)6031)、税制収納課(☎0848(67)6034)